

第30回 農業委員会総会議事録

令和7年12月24日開会

中標津町農業委員会

令和7年12月24日、第30回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番 小沼 大
2番 西塚 知也
3番 纓坂 直俊
4番 福嶋 寿顕
5番 山下 幸枝
6番 助口 明
7番 遠藤 昭男
8番 船越 信雄
9番 二瓶 裕貴
10番 横田 千秋
11番 長谷川 孝二
13番 竹村 聰
14番 瀧本 和男
15番 後藤田 宏幸
16番 中村 正生
17番 笠原 康博
18番 本田 信幸

本日欠席した委員

12番 田中 洋希

附議した案件

- (イ) 議案第146号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- (ロ) 議案第147号 現況証明願いについて
- (ハ) 議案第148号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ニ) 議案第149号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18号第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について
- (ホ) 議案第150号 農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定による買入協議の要請について
- (ト) 議案第151号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について

本日出席した職員

事務局長 杉山 隆
事務局次長 葛西 利光
農地係長 吉田 佳弘
係 齋藤 光代
(開会 10時30分)

議長 定刻になりました。ただいまの出席委員は17名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。

ただ今から、第30回中標津町農業委員会総会を開会致します。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

議事日程に従い、ただちに会議に入ります。

日程1 「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。

会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。

17番、笠原 康博 委員。

1番、小沼 大 委員。

以上、2名を指名致します。

日程2 「会務報告」を事務局長から報告致します。

(挙手あり) 事務局長。

事務局長

11月21日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと存じます。はじめに、11月25日、北海道農業会議第8回常設審議委員会が札幌市にて開催され、会長が出席されております。次に、11月26日、全国農業者年金連絡協議会と全国農業会議所の共催によります。令和7年度農業者年金加入推進セミナーが、東京都・銀座ブロッサムを会場に開催され、「農業者年金制度と加入推進」「農業経営を支える労務管理と農業者年金の活用法」についての講演のほか、北海道富良野市農業委員会による加入推進に関する活動事例報告があり、最後に申し合せ決議が採択され閉会となりました。翌11月27日には、全国農業会議所主催によります令和7年度全国農業委員会会長代表者集会が、文京区の文京シビックホールにて開催され、全国から関係者約1,800人が結集し、令和8年度農業関係予算の確保及び、新たな基本計画の実施と農業構造の転換の推進に向けた要請をはじめ、地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る全国運動、情報提供活動の一層の強化に関する申し合せなど3つの議案が決議され、その後、富山県入善町農業委員会による「地域計画策定までの取組みについて」長崎県長与町農業委員会による「地域計画の見直し新しい試み」群馬県明和町農業委員会による「担い手を支える多角的な取組み」の活動報告がありました。また、要請活動としまして、衆議院議員会館において伊東良孝衆議院議員、鈴木貴子衆議院議員、篠田奈保子衆議院議員、参議院議員会館においては、鈴木宗男参議院議員に対し、地域の実態に即した施策の実現にむけた要請を根室地方農業委員会連合会と釧路地方農業委員会連合会の合同で行なってまいりました。なお、両日とも会長・事務局長が出席しております。12月8日 北海道農業会議と根室地方農業委員会連合会の共催によります、令和7年度地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会が、中標津町総合文化会館を会場として、1市4町の農業委員と事務局員69名の参加により開催され、本町は会長含め農業委員16名と事務局3名が参加しております。研修会では、「農業委員会を巡る情勢について」や、「農地取得時の法令遵守の確認について」「交換分合事業」など、北海道農業会議から説明を受け、その後、北海道農業公社より農用地利用集積等促進計画に関する留意点について説明を受けました。次に、12月9日北海道農業会議主催によります、令和7年度北海道・東北ブロック女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が、札幌市・ホテル札幌サンプラザを会場に開催され、山下委員が出席しております。次に、12月16日 北海道農業会議主催によります。令和7年度市町村農業委員会活動強化研修会が札幌市北海道第2水産ビルを会場に開催され、会長を含む7名

の農業委員と事務局職員2名が出席しております。農林水産省農村振興局の職員による「農地転用許可制度とその運用についての説明。また、千葉エコ・エネルギー㈱代表取締役による、営農型太陽光発電に取り組む現状についての説明を受けております。翌17日、北海道庁におきまして、今後の地域農業につきまして、北海道農政部長他5名の幹部職員との意見交換が行われました。根室地方農業委員会連合会の4名の会長と事務局4名、計8名が出席しており、本町は会長と農地係長が出席しております。また、午後より北海道第2水産ビルを会場に北海道農業会議主催によります、令和7年度全道農業者年金研究会が開催され、会長を含む7名の農業委員と事務局職員2名が出席しております。「リタイヤ前後に知っておきたいお金の話」と「農業者年金をめぐる情勢と加入状況について」についての講演のほか、農業者年金の一層の加入推進と「農業者年金協議会の輪」拡大に向けた申し合わせ決議が採択され閉会となりました。つぎに、12月22日北海道農業会議第9回常設審議委員会が札幌市にて開催され、会長が出席されております。以上で会務報告を終わります。

議長 以上で、会務報告を終わります。

日程3、議案第146号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程致します。内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長 上程になりました議案146号、「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」(1)から(7)について、事務局よりご説明申し上げます。2ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町○○○○○、○○○○。

借主、中標津町○○○○○、○○○○。

2から6は議案記載のとおりです。

なお、(2)(3)につきましても借主が同一な為、一括してご説明します。

3ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町○○○○○、○○○○。

2から6は議案記載のとおりです。4ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町○○○○○、○○○○。

2から6は議案記載のとおりです。

この3件につきましては、賃貸借を継続している農地について、期間内解約するものです。5ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町○○○○○、○○○○。

借主、中標津町○○○○○、○○○○。

2から6は議案記載のとおりです。

なお、(5)につきましても借主が同一な為、一括してご説明します。

6ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から6は議案記載のとおりです。

この2件につきましては、〇〇氏の経営移譲に伴い、現在賃貸借している農地について、後継者に借主を変更するため、期間内解約するものです。

7ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から6は議案記載のとおりです。

この案件につきましては、〇〇氏の経営移譲に伴い、現在賃貸借している農地について、後継者に借主を変更するため、期間内解約するものです。

8ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から6は議案記載のとおりです。

この案件につきましては、〇〇氏の経営移譲に伴い、現在賃貸借している農地について、後継者に借主を変更するため、期間内解約するものです。

以上賃貸借の解約が成立しておりますのでご審議願います。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程4、議案第147号「現況証明願いについて」を上程致します。

(1) について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 纓坂委員。

纓坂委員 上程になりました議案第147号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします10ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から3は議案記載のとおりです。4. 見取図については、11ページのとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため、申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農業用施設用地であり、公簿が畠ですが、現況が雑種地、宅地、農業用施設用地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和7年11月19日、第3地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。本案件は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。日程5、議案第148号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。なお、本案件につきましては、(1)から(4)、(5)から(9)、(10)から(17)の3回に分けて審議を致します。((1)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 福嶋委員。

福嶋委員 上程になりました議案第148号「農地法第3条の規定による許可申請について」

(1)について説明いたします。13ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町○○○○○、○○○○、○○歳。

借主、中標津町○○○○○、○○○○。

2から6は議案記載のとおりです。7、見取図については、15・16ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、期間満了に伴い、農地所有適格法人に再度使用貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(2)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 小沼委員。

小沼委員 上程になりました議案第148号(2)について説明いたします。17ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町○○○○○、○○○○、○○歳。

借主、中標津町○○○○○、○○○○、○○歳。

2から6は議案記載のとおりです。7、見取図については、19ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、後継者へ経営移譲したい旨の申し出があつたもので、令和7年11月18日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等

の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので（2）の質疑に入ります。

（全委員）「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。（3）（4）について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

（挙手あり）後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第148号（3）（4）について説明いたします。20ページをお開きください。

（3）1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町○○○○○、○○○○、○○歳。

借主、中標津町○○○○○、○○○○、○○歳。

2から6は議案記載のとおりです。7、見取図については、22ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、期間満了に伴い、後継者に再度使用貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。

23ページをお開きください。

（4）1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町○○○○○、○○○○、○○歳。

借主、中標津町○○○○○、○○○○、○○歳。

2から6は議案記載のとおりです。7、見取図については、25ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、後継者へ経営移譲したい旨の申し出があったもので、令和7年11月14日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、（3）（4）の質疑に入ります。

（全委員）「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

議案第148号（1）から（4）について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
ここで、会議規則第16条の規定により〇〇番、〇〇委員の退席をお願い致します。
(〇〇委員退席)
(5)から(9)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第148号(5)から(9)について説明いたします。26ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2から6は議案記載のとおりです。7、見取図については、28・29ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、期間満了に伴い、後継者に再度使用貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。

30ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2から6は議案記載のとおりです。7、見取図については、31ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、期間満了に伴い、後継者に再度使用貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。

32ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2から6は議案記載のとおりです。7、見取図については、34・35ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、期間満了に伴い、後継者に再度使用貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。

36ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2から6は議案記載のとおりです。7、見取図については、39ページのとおりとなっております。

なお、(9)につきましても借主が同一でありますので、一括してご説明いたします。

37ページをお開きください。

（9） 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町○○○○○、○○○○、○○歳。

2から6は議案記載のとおりです。7、見取図については、39ページのとおりとなっております。

この2件につきましては、後継者へ経営移譲したい旨の申し出があつたもので、令和7年11月21日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行つたところ、使用貸借にて経営移譲することとなつたものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、（5）から（9）の質疑に入ります。

（全委員）「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

議案第148号（5）から（9）について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（全委員）「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よつて本案は原案のとおり、可決されました。

（○○委員着席）

○○委員に申し上げます。本案は原案のとおり、可決されました。

（10）について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

（挙手あり）横田委員。

横田委員 上程になりました議案第148号（10）について説明いたします。40ページをお開きください。

（10） 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町○○○○○、○○○○、○○歳。

借主、中標津町○○○○○、○○○○、○○歳。

2から6は議案記載のとおりです。7、見取図については、42ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、期間満了に伴い、後継者に再度使用貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、（10）の質疑に入ります。

（全委員）「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

（11）（12）について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

（挙手あり）縷坂委員。

縺坂委員 上程になりました議案第148号（11）（12）について説明いたします。43ページをお開きください。

（11）1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町○○○○○、○○○○、○○歳。

借主、中標津町○○○○○、○○○○、○○歳。

2から6は議案記載のとおりです。7、見取図については、46ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、後継者へ経営移譲したい旨の申し出があったもので、令和7年11月27日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。47ページをお開きください。

（12）1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町○○○○○、○○○○、○○歳。

借主、中標津町○○○○○、○○○○、○○歳。

2から8は議案記載のとおりです。9、見取図については、48ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、○○氏の所有農地の一部を近隣農家に賃貸借するものです。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、（11）（12）の質疑に入ります。

（全委員）「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

（13）（14）について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

（挙手あり）竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第148号（13）（14）について説明いたします。49ページをお開きください。

（13）1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町○○○○○、○○○○、○○歳。

借主、中標津町○○○○○、○○○○、○○歳。

2から6は議案記載のとおりです。7、見取図については、51・52ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、後継者へ経営移譲したい旨の申し出があったもので、令和7年11月10日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。53ページをお開きください。

（14）1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町○○○○○、○○○○、○○歳。

借主、中標津町○○○○○、○○○○、○○歳。

2から6は議案記載のとおりです。7、見取図については、55ページ・56ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、期間満了に伴い、後継者に再度使用貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(13)(14)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ちります。

(15)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 二瓶委員。

二瓶委員 上程になりました議案第148号(15)について説明いたします。57ページをお開きください。

(15) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町○○○○○、○○○○、○○歳。

借主、中標津町○○○○○、○○○○、○○歳。

2から6は議案記載のとおりです。7、見取図については、59ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、後継者へ経営移譲したい旨の申し出があつたもので、令和7年11月10日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行つたところ、使用貸借にて経営移譲することとなつたものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(15)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ちります。

(16)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 瀧本委員。

瀧本委員 上程になりました議案第148号(16)について説明いたします。60ページをお開きください。

(16) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町○○○○○、○○○○、○○歳。

借主、中標津町○○○○○、○○○○、○○歳。

2から6は議案記載のとおりです。7、見取図については、62ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、期間満了に伴い、後継者に再度使用貸借の設定をするも

のあります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、（16）の質疑に入ります。

（全委員）「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

（17）について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

（挙手あり）助口委員。

助口委員 上程になりました議案第148号（17）について説明いたします。63ページをお開きください。

（17）1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町○○○○○、○○○○、○○歳。

借主、中標津町○○○○○、○○○○。

2から6は議案記載のとおりです。7、見取図については、65ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、期間満了に伴い、農地所有適格法人に再度使用貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、（10）から（17）の質疑に入ります。

（全委員）「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

議案第148号（10）から（17）について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（全委員）「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程6、議案第149号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」を上程致します。

（1）から（4）について地区推進班から議案の朗読と説明をお願い致します。

（挙手あり）小沼委員。

小沼委員 上程になりました議案第149号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」（1）から（4）について説明いたします。67ページをお開きください。

（1）1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町○○○○○、○○○○、○○歳。

借主、札幌市○○○○○、○○○○。

2から7は議案記載のとおりです。8、見取図については、69ページのとおりです。

なお、(2)につきましては、(1)で北海道農業公社が借り入れした農地を貸し付けするもので一括してご説明いたします。68ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市○○○○○、○○○○。

借主、中標津町○○○○○、○○○○、○○歳。

2から8は議案記載のとおりです。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。8、見取図については、69ページのとおりです。

この2件につきましては、農地中間管理機構である○○○○が○○氏から借り入れした農地を、○○氏に貸し付けするものです。別添チェックリストのとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等、許可要件のすべて満たしているものと判断いたしました。

70ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町○○○○○、○○○○、○○歳。

借主、札幌市○○○○○、○○○○。

2から7は議案記載のとおりです。8、見取図については、72ページのとおりです。

なお、(4)につきましては、(3)で○○○○が借り入れした農地を貸し付けするもので一括してご説明いたします。71ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市○○○○○、○○○○。

借主、中標津町○○○○○、○○○○、○○歳。

2から7は議案記載のとおりです。8、見取図については、72ページのとおりです。

この2件につきましては、農地中間管理機構である○○○○が○○氏から借り入れした農地を、○○氏に貸し付けするものです。別添チェックリストのとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等、許可要件のすべて満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ、質疑を打ち切ります。(5)から(8)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願い致します。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第149号(5)から(8)について説明いたします。73ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町○○○○○、○○○○、○○歳。

借主、札幌市○○○○○、○○○○。

2から7は議案記載のとおりです。8、見取図については、75ページのとおりです。

なお、(6)につきましては、(5)で○○○○が借り入れした農地を貸し付けする

ものですので一括してご説明いたします。74ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2から8は議案記載のとおりです。9、見取図については、75ページのとおりです。この2件につきましては、農地中間管理機構である〇〇〇〇が〇〇氏から借り入れした農地を、〇〇氏に貸し付けするものです。別添チェックリストのとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等、許可要件のすべて満たしているとものと判断いたしました。76ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

借主、札幌市〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から7は議案記載のとおりです。8、見取図については、78ページのとおりです。なお、(8)につきましては、(7)で〇〇〇〇が借り入れした農地を貸し付けするもので一括してご説明いたします。77ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2から8は議案記載のとおりです。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。8、見取図については、78ページのとおりです。

この2件につきましては、農地中間管理機構である〇〇〇〇が〇〇氏から借り入れした農地を、〇〇氏に貸し付けするものです。別添チェックリストのとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等、許可要件のすべて満たしているとものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ、質疑を打ち切ります。(9)(10)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願い致します。

(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第149号(9)(10)について説明いたします。79ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

借主、札幌市〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から7は議案記載のとおりです。8、見取図については、81ページのとおりです。なお、(10)につきましては、(9)で〇〇〇〇が借り入れした農地を貸し付けするもので一括してご説明いたします。80ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2から8は議案記載のとおりです。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。8、見取図については、81ページのとおりです。

この2件につきましては、農地中間管理機構である〇〇〇〇が〇〇氏から借り入れした農地を、〇〇氏に貸し付けするものです。別添チェックリストのとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等、許可要件のすべて満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ、質疑を打ち切ります。(11)(12)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願い致します。

(挙手あり) 二瓶委員。

二瓶委員 上程になりました議案第149号(11)(12)について説明いたします。82ページをお開きください。

82ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

借主、札幌市〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

2から7は議案記載のとおりです。8、見取図については、84ページのとおりです。なお、(12)につきましては、(11)で〇〇〇〇が借り入れした農地を貸し付けするもので一括してご説明いたします。83ページをお開きください。

(12) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2から9は議案記載のとおりです。10、見取図については、84ページのとおりです。

この2件につきましては、農地中間管理機構である〇〇〇〇が〇〇氏から借り入れした農地を、〇〇氏に貸し付けするものです。別添チェックリストのとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等、許可要件のすべて満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ、質疑を打ち切ります。(13)(14)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願い致します。

(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第149号(13)(14)について説明いたします。85ページをお開きください。

（13）1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町○○○○○、○○○○、○○歳。

譲受人、札幌市○○○○○、○○○○。

2から8は議案記載のとおりです。9. 見取図は87ページのとおりです。

なお、（14）につきましては、（13）で○○○○が買い入れした農地を売り渡すもので一括してご説明いたします。86ページをお開きください。

（14）1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、札幌市○○○○○、○○○○。

譲受人、中標津町○○○○○、○○○○、○○歳。

2から8は議案記載のとおりです。9. 見取図は87ページのとおりです。

この2件につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構である○○○○が○○氏から買入れした農地を、○○氏に売渡すものです。別添調査表のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等、許可要件のすべて満たしているとものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

（全委員）「質疑なし」の声

議長 なければ、質疑を打ち切ります。（15）から（17）について地区推進班から議案の朗読と説明をお願い致します。

（挙手あり）瀧本委員。

瀧本委員 上程になりました議案第149号（15）から（17）について説明いたします。88ページをお開きください。

（15）1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町○○○○○、○○○○、○○歳。

譲受人、札幌市○○○○○、○○○○。

2から8は議案記載のとおりです。9. 見取図は90ページのとおりです。

なお、（16）につきましては、（15）で○○○○が買い入れした農地を売り渡すもので一括してご説明いたします。89ページをお開きください。

（16）1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、札幌市○○○○○、○○○○。

譲受人、中標津町○○○○○、○○○○、○○歳。

2から8は議案記載のとおりです。9. 見取図は90ページのとおりです。

この2件につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構である○○○○が○○氏から買入れした農地を、○○氏に売渡すものです。別添調査表のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等、許可要件のすべて満たしているとものと判断いたしました。91ページをお開きください。

（17）1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、札幌市○○○○○、○○○○。

譲受人、中標津町○○○○○、○○○○、○○歳。

2から8は議案記載のとおりです。9. 見取図は93ページのとおりです。

の案件につきましては、令和2年度の旧保有合理化事業において、○○○○が買い

入れした農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであり、このたび5年間の賃貸借の契約期間が満了したことから、借主に売り渡すものです。別添チェックリストのとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているとものと判断いたしました。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ、質疑を打ち切ります。おはかり致します。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。日程7、議案第150号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規程による買入協議の要請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 二瓶委員。

横田委員 上程になりました、議案第150号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」(1)について説明いたします。95ページをお開きください。

(1) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

中標津町○○○○○、○○○○。

2、申出を受けた年月日。令和7年5月12日。3、農地中間管理機構を含めた調整経過。令和7年11月17日、農地中間管理機構及び担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象として意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。所有権移転のあっせん申出があった農用地については、96ページのとおりでありますと、合計22筆、534,531m²となっております。この案件につきましては、農地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るために、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。なお、農地中間管理機構が買入された後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上です。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ちります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり要請いたします。
日程8、議案第151号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました、議案第151号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」事務局よりご説明致します。98ページをお開きください。
令和7年度分といたしまして○○○○、○○○○、○○○○、○○○○、○○○○、以上5件の提出がありました。令和7年11月25日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ちります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本件は、承認されました
これをもちまして、第30回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 11時35分)